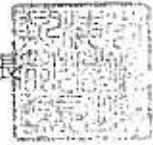


文書番号	熱 視 都 第 86 号		目次番号	
決裁区分	[Redacted]			区分
収 受	令和 . .	保存年限	1 5 10 永	至急 <input type="checkbox"/>
起 案	令和 3 . 6 . 21	種 目	.	公印承認欄
決 裁	令和 3 . 6 . 23			
施 行	令和 . .	付 記	.	重 要 <input type="checkbox"/>
完 結	令和 . .			
主 管	[Redacted]	視光建設部	先方の文書	
		都市整備課	付 号	
合 議	[Redacted]	指示・意見 6/23 まちづくり課の書類 と一緒に送付		
		[Redacted]		
あて先	[Redacted]	発信者名	<input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 課長
標 題	静岡県土採取等規制条例第13条に基づく報告書の提出を求めます。			
〔 照会 回答 通知 (依頼) 報告 復命 実施 締結 申請 制定 指令 決定 (送付) 〕				
熱海市伊豆山字宝司ヶ嶽 [Redacted] 外3筆で行われている土の採取等の行為について、静岡県				
土採取等規制条例に基づく [Redacted] ため、別紙(案)の通り静岡県				
土採取等規制条例第13条に基づく報告書の提出を求めてよろしいでしょうか。				

様

熱海市都市整備課長



静岡県土採取等規制条例第13条に基づく報告書の提出について

熱海市伊豆山字宝司ヶ嶽 外3筆における造成工事について、  
静岡県  
土採取等規制条例第13条の規定に基づき、下記のとおり資料の提出及び報告  
を求めます。

記

1. 提出書類及び部数

「土の採取等報告書」(図面を含む)

- ・土の採取等を行った場所の位置及び土の採取等に係る土の運搬の経路を示す図面
- ・土の採取等を行った場所の平面図
- ・土の採取等を行った場所の施工範囲を示した実測平面図
- ・土の採取等を行った場所の計画平面図
- ・土の採取等を行った場所の実測縦断面図及び実測横断面図  
(施工前と比較できるように)
- ・土の採取等を行った場所の求積図及び土量計算書
- ・土の採取等を行った場所の公図写し
- ・土の採取等を行った場所で土の採取等を行うことについて権原を有することを証する書面

正・副計2部

2. 資料の提出及び報告の期限

令和3年7月8日(木)必着

3. 資料の提出先

熱海市観光建設部都市整備課(担当: )

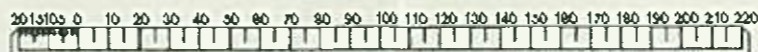
住所: 〒413-8550 熱海市中央町1番1号

電話:

研修所山側航空写真（平成22年）



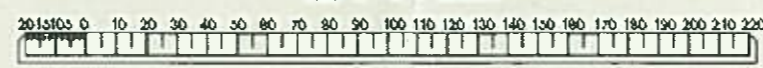
縮尺 1 : 2500



研修所山側航空写真（令和2年）



縮尺 1 : 2500









(案)

熱 観 都 第 86 号  
令 和 3 年 6 月 23 日

様

熱海市都市整備課長

静岡県土採取等規制条例第13条に基づく報告書の提出について

熱海市伊豆山字室司ヶ嶽 外3筆における造成工事について、  
静岡県土採取等規制条例第13条の規定に基づき、下記のとおり資料の提出及び報告を求めます。

記

1. 提出書類及び部数

「土の採取等報告書」(図面を含む)

- ・土の採取等を行った場所の位置及び土の採取等に係る土の運搬の経路を示す図面
- ・土の採取等を行った場所の平面図
- ・土の採取等を行った場所の施工範囲を示した実測平面図
- ・土の採取等を行った場所の計画平面図
- ・土の採取等を行った場所の実測縦断面図及び実測横断面図  
(施工前と比較できるように)
- ・土の採取等を行った場所の求積図及び土量計算書
- ・土の採取等を行った場所の公図写し
- ・土の採取等を行った場所で土の採取等を行うことについて権原を有することを証する書面

正・副計2部

2. 資料の提出及び報告の期限

令和3年7月8日(木)必着

3. 資料の提出先

熱海市観光建設部都市整備課(担当: )  
住所: 〒413-8550 熱海市中央町1番1号  
電話: )



研修所山側航空写真（令和2年撮影）



大塚光広 建設者名  
（印） 印が不明

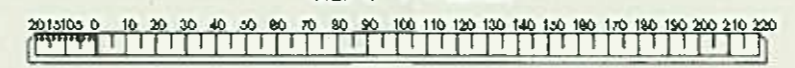
令和3年6月  
土砂堆積箇所

令和3年6月  
法面への土砂落とし箇所

令和3年度に行った行為について  
報告をお願いします。

- ・ 土砂の堆積箇所
- ・ 法面への土砂落とし箇所

縮尺 1 : 2500



土の採取等報告書

年 月 日

様

届出者 住所 ( )  
氏名 ( )  
(電話番号 )

1 土の採取等の目的

2 土の採取等を行う場所の区域

所在地		土地の 現況	登記簿上 の地目	面積 〔平方メー トル〕	土の採取等 を行う権利 の種類	土地所有 者の住所 及び氏名	法令等によ る区域指定 等の状況
市町大字 字小字	地番						
計				筆			平方メートル

3 土の採取等に係る土の数量

(1) 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

土の数量	立方メートル
------	--------

(注) 土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

(2) 埋土又は盛土を行う場合

土の数量	立方メートル
------	--------

(注) 土の採取等を行う場所の区域外から土を搬入する場合のみ記入してください。

(3) 土の採取等を行う場所の区域内で(1)及び(2)を同時に行う場合

(ア) 切土、床掘りその他の土地の掘削に係る土の数量	立方メートル
(イ) 土の採取等を行う場所の区域外から搬入する土の数量	立方メートル
(ウ) 埋土又は盛土に係る土の数量	立方メートル
(エ) 土の採取等を行う場所の区域外へ搬出する土の数量	立方メートル
土の数量の合計 (ア)及び(イ)の合計	立方メートル

4 土の採取等を行う期間

(1) 採取等の期間 年 月 日から 年 月 日まで

(2) 作業時間 時から 時まで

(3) 工 程

種別	年月日										

(注) 切土、盛土、埋戻し、沈砂池等の種別ごとに記入してください。

5 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項

(1) 土の採取等の方法

ア 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

区 分	概	要
高 さ 又 は 深 さ	最大	メートル
方 法	ア 階段採取法 イ 平面採取法	
のり面の小段の高さ	最大	メートル

のり面の小段の幅	最小	メートル
隣接地からの距離	最小	メートル
土質		

イ 埋土又は盛土を行う場合

区 分	概	要
高さ又は深さ	最大	メートル
方 法		
のり面の小段の高さ	最大	メートル
のり面の小段の幅	最小	メートル
隣接地からの距離	最小	メートル
土質		

(2) 土の採取等のための設備

機械の名称	型 式	能 力 (立方メートル /時間)	台 数

(3) その他の施設

6 土の採取等に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

区 分	概	要
土採取等標識の掲示場所		
立入りを禁止する場合の方法及び施設		
土砂等の飛散を防止するための方法及び施設		
土砂等の崩壊を防止するための方法及び施設		
土砂等の流出を防止するための方法及び施設		
雨水等処理するための方法及び施設		
その他の災害を防止するための方法及び施設		

7 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬出先又は搬入先その他土の運搬に関する事項

(1) 土の運搬方法

区 分	概 要
交通監視人	人
1日の搬入台数及び量	トン車 台 最大延べ 台 立方メートル
1日の搬出台数及び量	トン車 台 最大延べ 台 立方メートル
運搬主体	

(2) 土の搬出先又は搬入先

(3) その他土の運搬に関する事項

区 分	概 要
経 路	(別添図第 号図参照)
種 類	ア 市町村道 イ 私道 ウ 仮設道路 エ 河川区域 オ その他
種 別	ア 契約(同意) 有 イ その他
重量制限	ア 有 ( トン) イ なし
舗 装	ア 有(延長 メートル) イ なし(ただし )
学童の通行状況	ア 多い イ 少ない ウ なし

(注)該当する事項には、記号に○印を付けてください。

8 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項

(1) 跡地に係る土砂等の崩壊の防止方法

ア 跡地ののり面の状況

(ア) 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

高さ又は深さ	最大	メートル	のり面のこう配	最大	度
のり面の小段の高さ	最大	メートル	のり面の小段の幅	最小	メートル

(イ) 埋土又は盛土を行う場合

高さ又は深さ	最大	メートル	のり面のこう配	最大	度
のり面の小段の高さ	最大	メートル	のり面の小段の幅	最小	メートル

イ のり面等の保護の方法

方 法	概 要
植 栽	
種 子 吹 付 け	
擁 壁 そ の 他	

(注)概要欄には、樹種、本数、面積等を具体的に記入してください。

(2) 跡地の利用方法

9 現場責任者の氏名及び住所

氏 名

住 所

(電話番号 )

- 10 土の採取等を緊急に必要とした非常災害の状況の概要 (条例第3条第3項の規定による届出の場合に限る。)







